

答 申 第 2 号
令和4年8月31日

北広島市長
上 野 正 三 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 竜



答 申

令和4年8月31日付け北広行管第137号にて諮問のありました『北広島市個人情報保護条例』の廃止及び『北広島市個人情報保護法施行条例』の制定については、北広島市情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、「個人情報の保護に関する法律」の内容に基づいて適切に運用するとともに、独自に制定する内容についても、これまでの条例上の取扱いと変わらないように努めることを求めます。